

株式会社ウエストエネルギーソリューション「(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年8月18日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社ウエストエネルギーソリューションに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所： 長崎県佐世保市、北松浦郡佐々町
- ・原動力の種類： 風力(陸上)
- ・出力： 最大34,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 5月26日
環境大臣意見受理	令和2年 8月 6日
経済産業大臣意見	令和2年 8月18日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、野田  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ウエストエネルギーソリューション「(仮称) 佐世保市鹿町町風力発電所設置計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

ア 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、既設の風力発電設備等の稼働による環境影響を適切に把握した上で、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

イ 風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路等を利用すること等により、これらを新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備における騒音に係る影響を適切に把握した上で、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を複数の住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期することが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備における風車の影に係る影響を適切に把握した上で、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を複数の住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

## (3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺は、ハチクマ等の猛禽類及びツル類の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備に係る鳥類への影響を適切に把握した上で、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に対する適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

## (4) 景観に対する影響

想定区域の周辺には、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく西海国立公園の利用施設計画に位置づけられ、主要な眺望点でもある「大島園地」、「冷水岳園地」等が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備に係る景観への影響を適切に把握した上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。また、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずることにより、景観への影響を回避又は極力低減すること。

さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、主要な眺望点等の管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。